

標準様式第2号（第8条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書（以下、運営事業計画書という。）を募集します。

令和8年7月15日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

（1）業務名

足立区栗島住区センター運営業務委託

（2）業務内容

- ア 足立区栗島住区センターの場の提供に関する業務
- イ 足立区栗島住区センターの利用登録に関する業務
- ウ 足立区栗島住区センターにおける相談に関する業務
- エ 足立区栗島住区センターにおけるイベント等の実施に関する業務
- オ 足立区栗島住区センターにおける関係機関との連携業務
- カ 足立区栗島住区センター利用者に対する意向調査業務
- キ 足立区栗島住区センター施設の管理に関する業務
- ク その他、足立区栗島住区センターの運営に関する業務

（3）履行期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日

毎年度事業評価を行い、事業評価が良好な場合1年を1単位（4月1日から翌年3月31日まで）として、2回を限度に随意契約を可能とする。

※ 最長、令和12年3月31日まで

※ 契約期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 年度当初までに運営に必要な事務・手続きを完了させること

（4）履行場所

足立区栗島住区センター 足立区中央本町四丁目5番2号

2 提案限度価格等

（1）提案限度価格（消費税非課税、単年度）

¥67,010,000

（2）最低制限価格 無

※ 「事業概要 12 主な費用負担区分」を併せて参照し、積算すること。

3 資格要件、選定基準及び評価基準

（1）運営事業計画書の提出者に要求される資格要件

- ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

（２）運営事業計画書の提出者が、契約締結までの間に上記（１）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

（３）運営事業計画書の提出者を選定するための基準

別紙１「運営事業計画書提出者を選定するための評価基準」のとおり

（４）運営事業計画書を特定するための評価基準

別紙２「運営事業計画書の特定基準」のとおり

4 手続き等

（１）担当課

〒120-8510 足立区中央本町１－１７－１

足立区地域のちから推進部住区推進課住区管理係（足立区役所南館３階）

電話 ０３－３８８０－５８５８（直通） 担当：國分・梶原・八鍬

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和８年７月１５日（水）から令和８年７月２７日（月）まで

イ 交付場所 ４（１）に同じ。

ウ 交付方法 希望者に直接交付する。

（３）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和８年７月２８日（火）午後３時まで

イ 提出場所 ４（１）に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

（４）運営事業計画書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和８年１０月２１日（水）午後４時まで

イ 提出場所 ４（１）に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

5 その他

提出された応募書類（参加表明書・運営事業計画書等の提出書類）は返却しない。

別紙１ 運営事業計画書提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指 標
組織の安定性	経常利益・財務諸表等から判断する。	３０％	資本金・売上高、賠償責任保険の加入の有無等
運営の安定性	人材の確保、職員の雇用状況などから判断する。	２０％	職員数、資格等
運営の実績	当該業務を遂行するために必要な知識及び良好かつ豊富な運営実績・経験を有しているか。	３０％	同種・類似業務の実績
地域精通度	足立区または近隣エリアの特性を熟知しているか。	２０％	主な業務の実績（同種・類似業務の実績以外）
合計		１００％	
区内業者	区内に本店がある場合、評価した総点数を元に１０％を加算する。	＋１０％	

運営事業計画書提出者の選定概数 ３者

※ 評価点が合計の６０％に満たない事業者については、参加表明数が３者以内であっても運営事業計画書提出者として選定しない。

なお、税理士による財務状況の審査結果で「不適合」（財務状況が不安定で、業務の信頼性に不安がある）と評価された事業者は、順位にかかわらず非選定とする。

別紙2 運営事業計画書の特定基準

※（委員一人の評価配分）

評価項目	評価 配分（％）	評価の視点
運営方針・取り組み について （10点）	5	住区センターに対する役割や機能、コンセプト、展望等は的確であるか。
	5	利用者が住区センターを利用しやすくなるような工夫が考えられているか。
地域及び各関係機関との連携・交流について（10点）	5	利用者のほか、地域住民、町会・自治会、商店街、NPO 団体、民間企業など、地域で活動する組織との関係づくりについて、具体的かつ実現可能な内容が提案されているか。
	5	児童や高齢者などに関わる足立区等の関係機関の施策を把握し、それらの機関との連携が提案されているか。
児童館（児童館子育てサロン含む）について（10点）	5	児童の心身の健全な育成、健康の増進等について、効果的な事業内容であるか。
	5	子育てサロン利用者に向けて、親子で過ごせる居場所の提供や乳幼児親子向け事業の実施等について効果的な内容であるか。
悠々館について（10点）	5	高齢者の健康の保持及び各種レクリエーションの企画について考えられた効果的な事業内容であるか。
	5	地域住民の教養、娯楽及び趣味を目的とした各種教室の運営及び地域住民の交流を目的としたまつり、大会、その他行事等について考えられているか。
情報発信について（5点）	5	施設の魅力を広く発信する具体的な方策を持っているか。また、効果的かつ具体的なソーシャルメディアの活用方法が提案されているか。
接客サービスについて（5点）	5	利用者が満足できる接客サービスが提供できるか。接客マナー向上のための方策を持っているか。
利用者意見の反映と満足度の向上について（5点）	5	施設運営や事業について、利用者の声を反映させ、利用者満足度の向上につなげる方策を持っているか。
危機管理について（10点）	5	施設運営面のトラブル防止策や利用者の事故やケガの防止策、感染症対策について十分に定められており、それらの事案に対して的確に対応することができるか。 また、児童虐待や高齢者虐待等について区への連絡体制がとられているか。
	5	施設運営にあたって、緊急時（大地震など）の危機管理体制が整備されており、訓練等も計画されているか。

評価項目	評価 配分 (%)	評価の視点
個人情報について (10 点)	5	利用者及び職員の個人情報漏洩防止対策が適切に図られており、個人情報の保管や取り扱いについて具体的に定められているか。
	5	個人情報の保護・管理に関する定めに対して、具体的な運用をどのように実行していくか。
運営体制について (20 点)	5	職員の資質向上のための研修が図られており、職員の育成に関する計画や方針を持っているか。
	5	職員にコンプライアンスに関する遵守及び教育が図られており、各種法令を正確に理解し、適切に取り扱う方針を持っているか。
	5	住区センターの運営およびサービスを提供するために、適切な職員体制をとっているか。
	5	指揮命令系統、本部との連携などについての的確に定められているか。
プレゼンテーション (5 点)	5	説明が論理的で説得力があるか。
合 計	100	
区内業者	①区内に本店があり、業務区域が区内である場合 5 % を加点する。 ②区内に本店があり、業務区域が区外である場合 4 % を加点する。 ③区内に支店があり、業務区域が区内である場合 3 % を加点する。 ④区内に支店があり、業務区域が区外である場合 2 % を加点する。 ※ 上記の加点については、各運営事業計画書の評価の最終段階において評価した総点数を基に行うものとする。複数の項目に該当しても、加点は上位の 1 項目とする。	